

入院時食事療養/入院時生活療養について

当院は、厚生労働大臣の定める基準「入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）」の届出をしております。

管理栄養士により管理された食事を適時に適温で提供しております。

（夕食については午後6時以降提供）